

「車券職人養成塾」受講規約

第1条（目的）

本規約は、合同会社セアコンサルティング（以下「甲」といいます。）が運営する「車券職人養成塾」プログラム（以下「本プログラム」といいます。）を利用者が受講するうえで甲及び利用者が遵守すべき規約を定めることを目的とします。

第2条（契約の申込みと成立）

- 1 受講申込者が、「車券職人養成塾」受講規約（以下「本規約」といいます。）の内容を確認し承諾したうえで、所定の受講申込書に必要事項を記載のうえ甲に提出し、甲がかかる申し込みを承諾したときに、本プログラムの受講契約が成立し（以下「本受講契約」といいます。）、受講申込者は利用者（以下「乙」という。）となるものとします。
- 2 受講申込者が次の各号に該当する場合は、当該受講申込者による申し込みは承諾されず、利用者となることはできません。
 - ① 受講申込者が20歳未満の場合
 - ② 受講申込者が甲と同業者の場合
 - ③ 受講申込者が以前本規約違反により本件受講契約を解除されたことがある場合
 - ④ 受講申込者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業・団体の構成員その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に属する場合
 - ⑤ 受講申込者が本プログラムの情報を不当に第三者に漏洩するおそれがあると甲が判断した場合。
- 3 前項の形式によらずに別途契約書を締結する場合は、当該契約書に甲乙双方が調印することをもって契約が成立するものとします。

第3条（個別契約との関係）

本プログラムの利用に関して甲乙間で個別に契約を締結する場合、個別契約の内容と本規約の内容が異なる場合は、当該個別契約が優先するものとします。

第4条（プログラムの内容）

甲が乙に提供する本プログラムの内容は、次のとおりと致します。なお、詳しくは、「各コース詳細」をご覧ください。

- ① 公営競技入門コース（2時間）
- ② オートレース／入門コース（2時間）
- ③ オートレース／スタンダードコース（15時間）
- ④ オートレース／アドバンスコース（30時間）

- ⑤ オートレース／車券職人コース（４５時間）
- ⑥ オートレース／プロフェッショナルコース（６０時間）

第5条（料金）

前条に定める本プログラムの内容に関する料金（以下「コース料金」といいます。）は、内容・時間に応じ次のとおりと致します。なお、当該料金には、税込表示のある場合を除き、別途消費税がかかります。

① 公営競技入門コース	20,000円
② オートレース／入門コース	20,000円
③ オートレース／スタンダードコース	150,000円
④ オートレース／アドバンスコース	300,000円
⑤ オートレース／車券職人コース	450,000円
⑥ オートレース／プロフェッショナルコース	600,000円

第6条（支払い）

- 1 乙は、前条のコース料金について、受講日までに持参ないし甲指定の口座に振り込むものとします。
- 2 受講開始前までにコース料金の支払いが確認できない場合は、乙の都合による解約とみなし、甲は、本プログラム提供の中止等、必要な措置を講じたうえ、乙より第7条に定めるキャンセル料を申し受けます。
- 3 本規約に定める料金の支払いに関わる手数料ならびに甲から乙に対して返金する際の手数料は、すべて乙の負担となります。

第7条（キャンセル）

乙が本プログラムをキャンセルした場合の取り扱いは、以下のとおりとします。

- ① コース料金のお支払い後、お申し込み済みコースの開講までにキャンセルした場合は、コース料金を返金いたします。
- ② お申し込み済みコースの開講後に乙が中途解約した場合は、受領したコース料金は返金されません。

第8条（プログラムにより得られた情報等の利用）

- 1 本プログラムは、オートレース等の公営競技に関する情報やデータ、及びそれを基にした投資方法等、乙にとって有益と思われる情報、データ及びノウハウ等を提供いたしますが、その内容の正確性及び的中、利益等の結果を保証するものではありません。
- 2 乙は、本プログラムにより提供された情報、データ及びノウハウ等をすべて自身の判断、責任、リスク負担のもと利用するものとします。甲は、乙を代理して投票券を購入する行

為等実際の取引に関わる行為は行っておりません。

- 3 乙が本プログラムにより得られた情報、データ及びノウハウ等を利用して受けた利益、損害に関し、甲は一切関知せず、その責任はすべて乙個人が負うものとなります。

第9条（知的財産権の帰属）

本規約に基づく契約履行に伴い、甲が提供する著作物等の知的財産権については、甲に帰属するものとし、甲による事前の書面の許諾を得ることなく、乙は、他の目的で使用、複製、転写または頒布することはできません。

第10条（利用者の守秘義務）

- 1 乙は、本プログラムの受講により得られた情報（以下「本情報」といいます。）を甲の承諾なしに第三者に公表し、又は漏洩してはならないものとし、
- 2 前項の規定にかかわらず、本情報には、次の各号に該当する情報は含まれないものとします。
 - ① 受領の時点で、既に公知となっていた情報
 - ② 受領後に受領者の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - ③ 官公署又は法的手続により提出を命じられた情報
- 3 乙は、本プログラムにより提供された教材、資料等を本プログラムの受講目的以外で使用、複製、転写または頒布することはできません。

第11条（損害賠償）

甲又は乙は、故意又は過失により本利用規約の各条項に違反し、相手方に損害を与えた場合は、当該損害を賠償する責めを負うものとし、

第12条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、本規約に基づく契約上の地位もしくは契約から生じる権利義務の全部または一部を事前の相手方の承諾なしに第三者に譲渡できないものとし、

第13条（禁止事項）

乙は、本プログラムの受講に際し、以下に該当する行為、又は、そのおそれのある行為を行ってはならないものとし、

- ① 実在又は架空の第三者になりすまして本プログラムを受講する行為
- ② 本プログラムを不正の目的をもって受講する行為
- ③ 甲又は本プログラムに関係する商標権、著作権、意匠権、特許権などの知的財産権及びその他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- ④ 甲の営業及び本プログラムの運営に支障をきたす行為

- ⑤ 他の利用者の情報を不正に利用、譲渡又は販売する行為
- ⑥ 法令に違反し、公序良俗に反する行為
- ⑦ その他本規約に違反する行為

第14条（甲による解除）

1 乙につき次の各号に該当することが判明した場合、甲は、何らの通知催告せずに、直ちに本受講契約を解除できるものとします。

- ① 甲に提出した乙の情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明した場合
- ② 申込者と利用者が異なることが判明した場合
- ③ 過去に、本規約違反により契約を解除されたことがある場合
- ④ 反社会的勢力に属することが判明したとき
- ⑤ 反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
- ⑥ 反社会的勢力に対して便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- ⑦ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ⑧ その他乙の甲に対する背信的行為があった場合

2 乙につき次の各号に該当する事由が生じた場合、甲は、何らの通知催告せずに、直ちに本規約に基づく契約を解除できるものとします。

- ① 本情報を第11条1項及び2項の規定に違反して第三者に漏洩した場合
- ② 本情報に関し本プログラムの目的と異なる利用を行った場合
- ③ 本プログラムの講師や他の受講生に迷惑を及ぼす行為その他甲の営業及び当プログラムの運営の妨害、又はそのおそれのある行為を行い、当該行為が甲の営業及び本プログラムの運営に支障をきたすおそれがあると甲が判断したとき場合
- ④ 自らが反社会的勢力でないことに関する甲の調査に協力せず、または甲に求められた資料を提出しない場合
- ⑤ 本規約に違反した場合
- ⑥ 法令または公序良俗に反する行為を行った場合又はそのおそれがある行為を行った場合
- ⑦ その他前各号に準ずる事態が発生し、甲がやむを得ないと判断したとき。

3 前項に基づく契約を終了したことにより、乙に損害が生じても、甲はこれによる一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第15条（免責事項）

甲は、天変地位・戦争・暴動・内乱その他の社会的事変、法令の制定・改廃、行政による命令・処分・指導等の公権力の行使、通信回線の事故、輸送または通関の遅延等甲の責によらない事由による本規約の全部または一部の履行遅延もしくは履行不能については、責任を負わないものとします。

第16条（個人情報の取り扱い）

甲は、個人情報保護の保護に関する法律に定める個人情報につき、本人の承諾なしに第三者に開示しないものとし、個人情報の目的外使用、情報の漏洩等がないよう、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることといたします。ただし、裁判所、警察、その他の法的な権限をもった機関から、法律に基づく開示請求がある場合にはこの限りではありません。

第17条（本規約の変更）

甲は、乙の承諾なく、本規約を変更することができるものといたします。なお、本規約の変更に関しては、甲が、ホームページ、または、甲が提供する手段を通じ、乙に対して発表した時点で効力を生ずるものとします。

第18条（協議条項）

本規約の解釈に疑義が生じた場合、本規約に定めのない事項については、甲乙ともに信義誠実の精神に基づき、協議のうえ円満に解決するものとします。

第19条（準拠法）

本規約は、日本法に準拠するものとします。

第20条（管轄裁判所）

本規約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、甲の本社所在地を管轄する地方裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所といたします。